# 一宮市社会福祉協議会神山支会 会則

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は、「社会福祉法人一宮市社会福祉協議会」(以下、本会という)の支会設置規定に基づくものであり、「一宮市社会福祉協議会神山支会」(以下、神山支会という)と称する。

(会 員)

第 2 条 地域に於ける社会福祉活動の推進に賛同し、本会に会費を納入する連区町内会住民の方々を、 一般会員と呼称し、又、個別に賛助いただく事業者や法人等の団体を賛助会員という。

(目 的)

第 3 条 神山支会は、連区の社会福祉事業推進の中核となり、住民一体の社会協働性を喚起結集し、 地域ぐるみによる自主的福祉活動の強化促進を図り、もって支会会員である連区住民の福祉 を増進することを目的とする。

(事業)

- 第 4 条 神山支会は、前条の目的を達成するため、住民相互の親和の融合により、明るく住みよい地域社会の構築を目指して次の事業を、神山連区地域づくり協議会と協働で行う。
  - (1) 社会福祉事業推進のため、必要な調査研究。
  - (2) 社会福祉に関係するする諸団体との、交流協働、連絡調整。
  - (3) 連区内の町内会や各種事業団体との連携、並びに連区主催行事の共同推進に関する事。
  - (4) 一宮市または関係行政機関からの委託、並びに協力に関する事。
  - (5) 共同募金、その他の社会福祉事業への協力と、その推進に関する事。
  - (6) 連区住民の親睦、並びに互助共励に関する事。
  - (7) 高齢者福祉、児童福祉、青少年健全育成、保健衛生、交通安全、防犯防災など、支会の目的 達成に必要なる事。

(事務所)

第 5 条 神山支会の事務所は、神山公民館内に置く。

#### 第 2 章 組 織

(理事役員・理事及び評議員)

- 第 6 条 神山支会の運営を図るため、下記の理事役員・理事及び評議員を置く。
  - (1) 支会長 理事役員 1名
  - (2) 副支会長 理事役員 2名
  - (3) 書記 理事役員 1名
  - (4) 会計 理事役員 2名
  - (5) 会計顧問 理事役員 1名
  - (6) 会計監査 理事役員 2名
  - (7) 事務長 理事役員 1名
  - (8) 監事 理事役員 若干名
  - (9) 理事 理事 12名以内
  - (10) 評議員 32名

(理事役員・理事の選任)

- 第7条 支会長は、連区長をもって、その職に宛てるものとする。
  - 2 理事は、神山連区地域づくり協議会役員の中から支会長が選任するものとする。
  - 3 副支会長、会計、書記、会計顧問、会計監査、事務長、監事は理事の互選により、選任され るものとする。

(評議員の選任)

第 8 条 評議員は神山連区町会長の内、代表1名と理事となる6名を除く者を、その宛職として選任 されるものとする。

(理事役員・理事及び評議員の任期)

第 9 条 理事役員・理事及び評議員の任期は1年とし、再任は妨げない。

(理事役員・理事及び評議員の職務)

- 第10条 支会長は神山支会を代表し、目的の遂行のために会務を統括し、当該会議を主催する。役員 会においては議長を務め、神山支会の円滑な運営及び本会との連絡調整を図る。
  - 2 副支会長は支会長を補佐し担当会務に努め、支会長に事故ある際はその職務を代行する。
  - 3 会計は、会務の金銭と通帳と帳簿の管理、出納及び経理事務を行う。
  - 4 会計顧問は、会計業務を統括し、厳正明確な決算諸表の作成を補完する。
  - 5 会計監査は、会計及び業務執行を監査して、その結果を連区総会に報告する。
  - 6 事務長は、神山支会の運営全般に伴う事務処理を行う。
  - 7 監事は執行役員会に参画し、適切な助言及び意見を具申する。
  - 8 理事及び評議員は、役員会に参画し、審議及び採決議定に加わる。

(相談役)

第11条 支会長は連区内の一宮市議会議員及び公立小中学校校長を支会の相談役に委嘱する事が出来る。

#### 第 3 章 会 議

(会議)

第12条 会議は、執行役員会、役員会、総会とする。

(執行役員会)

第13条 執行役員会は、理事役員により構成され、策定する企画あるいは運営起案を、役員会での議 決を諮るために、事前に開催するものとし、その都度に支会長がこれを招集する。

(役員会)

- 第14条 役員会は、理事役員と理事及び評議員により構成され、支会長がこれを招集する。
  - 2 年度中に定期開催される役員会において、主に定める審議議題は、4月開催では、理事の選出。5月開催では、役員の承認と、支会の事業計画と予算編成の審議と採決。8月又は9月 開催では、各種団体への助成金交付の執行報告と、年度事業の進捗と準備報告など。
  - 3 役員の半数以上が、署名をもって役員会の開催請求をした時は、支会長は14日以内に、これを招集しなければならない。
  - 4 会則の改訂、その他重要事案については、開催日に定め無く審議される事とする。

(総会)

第15条 総会は、年度末3月に神山連区運営協議会が開催する連区総会をもってあてる。

(議決の要件)

第16条 すべての会議は、その構成員の過半数の出席者をもって、成立するものとする。

2 会議の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、支会長が決する。また、役員会では、支会長が議事進行の議長を務めるものとする。但し支会長として発言意見をする事は認められるものとするが、議決は可否同数の場合のみ加わるものとする。

## 第 4 章 会 計

(会計年度)

第17条 神山支会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる事とする。

(会 計)

第18条 神山支会の経費は、本会から交付される助成金・補助金や、その他の助成金などの公金をもって充当する。

(決 算)

第19条 神山支会は事業年度末の3月に決算を行い、連区総会にて承認を受けるものとする。

# 第 5 章 雜 則

(弔 意)

第20条 香典は1万円とする。神山支会役員本人の場合とするが、ただし執行役員会が必要と判断する場合は、その対象と適用はこの限りではないものとする。

(細則等)

第21条 本会則に定めなき事項は執行役員会の審議を経て、支会長が別に定めるものとする。

### 付 則

- 1 本会則は、平成25年9月1日に立案・承認を受ける。
- 2 本会則は、平成26年1月1日より施行する。
- 3 本会則の定める理事役員・理事の選任については神山連区運営協議会の役員及び運営委員を充 てる事を、特にこれを妨げる事由が無い限り、認められるものとする。
- 4 本会則は、令和3年3月20日に改定し同日施行する。
- 5 本会則は、令和4年3月21日に改正し、準備期間を経て令和5年度より施行する。
- 6 本会則は、準備期間に一部を改正し、令和5年4月1日より施行する。